

## 平成29年度 社会福祉法人岐協福祉会 事業計画

(概要)

介護保険制度の創設から17年が経過し、平成27年度からの第6期介護保険事業計画においては、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保される体制）の構築など、第6期計画以降を視野に入れた計画策定が行われてきました。平成30年度からの第7期介護保険事業計画を見据えて持続可能な取組みを進めていく必要があります。この流れに対応するためには、地域に密着した運営体制と、新たな施設整備に向けた事業計画の策定と、その実現が可能な組織体制が必要となります。そのため、平成29年度は、社会福祉法人制度改革が行われ、岐協福祉会においても、①公益性・非営利性の徹底 ②公益財団法人等と同様のガバナンスの強化と透明性の確保 ③財務規律の確立と地域社会への貢献に努めてまいります。

今後、介護・医療人材の不足はきわめて深刻であり、岐協福祉会でも職員確保が最重要の課題であります。人材を確保し育成することが大切となってきます。人材の育成及び幹部職員の意識改革を図るため、人材育成コンサルティングによる研修を継続し、やりがいと誇りを持って働ける職場づくりを実現し、離職を防止し法人全体の活性化を図ってまいります。

岐協福祉会3つの理念に基づいた事業計画を立て、様々な制度改正に柔軟に対応できる自律した経営体制と、地域公益事業及び地域福祉の向上に資するサービスが提供できるよう努めます。

## 第 1 本 部 事 業 計 画

### 1 社会福祉法人 岐協福社会 理念実現のための重点目標

#### ①地域社会への貢献(総合福祉の拠点としての機能の充実)

地域行事への参加・協賛を行い、地域に貢献します。

#### ②人権尊重を大切にした生活の場(心豊かな生活ができるように環境を整える)

研修・育成体制を確立し、職員の資質向上を目指し、利用者・家族・関係団体との信頼向上に努めます。

#### ③「愛情と理解」をもって、満足されるサービスの提供

(入苑者、利用者、家族、ボランティア、地域住民への提供)

各設備の更新・整備を行い安心・安全な生活環境を整え、人材確保と定着率の向上のために、職場環境の整備も行います。

### 2 理事会・監事会・評議員会の開催

国の社会福祉法人制度の改革において、公益性・非営利性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する社会福祉法人の在り方を徹底することが示されたことを踏まえ、改正社会福祉法に準拠し本法人の定款を変更し、経営組織のガバナンスの強化を図るため、次のとおり開催します。

①理事会 本法人のすべての業務執行の決定機関として、4ヶ月を超える間隔で年2回以上開催します。

②監事会 理事の職務執行を監査するため理事会等に出席するほか、計算書類等の監査のため監事会を年1回以上開催します。

③評議員会 従前の諮問機関から法人運営に係る重要事項の議決機関として、定時評議員会を年1回開催するほか必要に応じて開催します。

### 3 介護保険事業の運営

介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護（大洞）、通所介護、訪問介護事業、居宅介護支援事業は、実績を積み重ねており、地域包括ケアシステムの構築にも適切に対応してまいります。特別養護老人ホームでは、医療機関との協力を行い看取り介護の実践を行います。また、介護職員の技能・技術向上のために看取り研修、喀痰吸引研修、専門職研修等に派遣し、研修を業務に活かせるよう計画します。

地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型生活介護事業及び介護付有料老人ホーム日野岐協苑（地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業）においても、利用者の心身の状況に応じ、適正な個別サービスの提供に努め、さらなる生活の質の向上を図っていきます。

#### 4 地域福祉の機能強化

岐阜市からの受託事業である岐阜市地域包括支援センター東部は、(受託期間：平成29年度まで) 通算5期目を迎えます。地域との信頼関係も深まり、地域福祉の中核としての役割をより一層求められています。地域活動へ積極的に参加し、連携を深めます。

介護保険事業及び軽費老人ホーム(ケアハウス)並びに地域交流室を活用し、計画的にカルチャースクール等を開催するほか、地域に向け、ふれあい広場や地域交流室を開放し、介護予防教室やコーラスグループの活動等、地域福祉の充実に努めていきます。

さらに、ボランティアの育成及び活動の場として施設を開放し、利用者をはじめボランティアや職員がともに地域福祉を考える場となるよう支援していきます。

#### 5 地域交流の推進

大洞岐協苑においては、地域交流行事の「春祭り」「ほたる祭り」「夏祭り」「里山祭り」「書初め大会」「映画鑑賞会」「みどりっこハウス」などの地域と連携した行事・事業への積極的な参加や協力を行こない、地域との交流が発展する事業展開を推進していきます。また、その効果や影響を図りつつ、より良い地域交流へと見直します。

日野岐協苑では、「秋祭り」「文化祭」が恒例行事となり、さらに内容を拡充し、地域との交流が今まで以上に活発となるような交流事業をしていきます。

#### 6 経営基盤の強化・資産の管理

基本財産・運用財産及び公益事業財産は、常に安全で効率的な維持管理に努めるとともに、法人及び介護保険事業等の健全な運営を維持するため経営基盤の強化を図ります。

大洞岐協苑では、居室の温度管理・湿度管理の改善のために、空調設備更新、電気使用量と職場環境の整備のために照明のLED化・空調設備更新に伴ったガス配管の更新の検討を行い生活環境の向上に努めます。

日野岐協苑では9年度目を迎え、建物等にも維持保全が必要になってきましたので、随時対応します。また、看取り介護中の方でも入浴できる機器の導入を行います。

さらに共通事項として、介護記録ソフトの運用を推進し、業務の効率化を図ることによる職場環境の改善を行います。

建物、施設等は、保守点検を定期的実施するほか、清潔な生活環境を整えるため清掃、消毒等の充実に努めてまいります。

#### 7 非常災害対策

大洞岐協苑は山に、日野岐協苑は川に近く位置するため、土砂災害や河川氾濫に備えた防災計画を研究し整備します。利用者の安全を図るため、別に定める防災等管理規程に従って、避難救出訓練を年2回以上実施するとともに、消防設備の保全及び整備点検に努めます。

また、防災訓練に地域住民の協力を盛り込み、地域で実施される防災訓練に職員や利用者が参加できるよう計画します。

## 8 事業所の連携向上

平成29年3月現在において、2拠点11事業所の運営をおこなっているが、高齢者福祉・介護業界を取り巻く環境も年々大きく変化し、将来にわたって岐阜市東部地域の総合福祉施設として存在し続けるためには、戦略的な事業運営と連携向上が不可欠です。

平成29年度も、人材の育成及び幹部職員の意識改革を目的として、人材育成コンサルティングによる「ビジョン型企业づくり」を継続し、幹部職員がコンサルティングを受け作成した「経営計画書」をベースに、職員がやりがいと誇りを持って働ける職場づくりの実現とに努めます。

また、事業内容の適正化と事業所間の連携を更に向上させるため、次の会議を開催します。

- |                 |     |  |
|-----------------|-----|--|
| ① 経営会議          | 毎月  | 課長級以上の職員で構成し、事業運営について協議する。                               |
| ② 事業所連絡会議       | 毎月  | 各事業所の代表者で構成し、課題、懸案事項、苦情、事故の報告と対応策等を協議する。                 |
| ③ 全体職員会議        | 毎月  | 全職員を対象に、当面の重要事項や課題等について伝達と指示を行う。                         |
| ④ 広報会議          | 毎月  | 各事業所の委員で構成し、広報誌「ほほえみ」の編集、ホームページ・ブログの更新、PR活動等について協議する。    |
| ⑤ 安全衛生委員会       | 毎月  | 安全衛生委員・産業医で構成し、職員の健康確保と快適な職場環境づくり、労働災害事故・交通事故予防について協議する。 |
| ⑥ 経営分科会         | 毎月  | 経営会議が任命する職員により構成し、経営会議の指示により、特定の課題や計画の推進のため、調査及び研究を行なう。  |
| ⑦ 運営改善会議        | 年2回 | 給食・リネン・清掃業務の現状報告・問題点・改善事項等について協議する。                      |
| ⑧ 河村病院と岐協苑の連絡会議 | 年3回 | 協力医療機関である河村病院との連携を強化し、情報交換の場としての連絡会議を行う。                 |

## 第 2 大 洞 岐 協 苑 事 業 計 画

### 1 特別養護老人ホーム大洞岐協苑

地域の皆様に信頼される施設として、意向を尊重したサービスの提供に努めます。心身ともに穏やかに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。また、利用者のプライバシーを尊重し、生き甲斐を持って生活できるように個別ニーズの把握に努め、ニーズに即した処遇の充実を図ります。

#### (1) 重点目標

- ① 利用者・家族・地域・ボランティア・関係機関と協力し、利用しやすい施設を目指します。
- ② 個々の要望に沿ったケアを心がけ、健康管理を行います。
- ③ 介護段位認定取得者を活用し、介護の資質向上を行い利用率の向上を行います。

#### (2) 施設サービス計画

利用者・家族の意向を尊重しながら他職種での話し合い、管理的・画一的にならないよう利用者一人ひとりに合った計画を策定します。また、変化や看取り状態に対してはカンファレンスの迅速化を図り適切なサービスを提供します。利用者の主体性を損なうことなく、意思決定を側面から支援します。

#### (3) 介護サービス

サービスの提供に当たっては、個別のサービス計画に基づき利用者の心身の状況に応じた適切なケアを提供します。重度化や看取り介護に必要なケアの知識・技術の向上に努めます。

#### (4) 機能訓練

利用者が笑顔で生活できるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、機能及び健康の維持増進を図り、QOL(生活の質)の向上を目指し、多職種と連携して機能訓練を実施します。重点目標として関節の拘縮予防及び下肢筋力の維持向上を図ります。

#### (5) 食事サービス

- ① 適温で基本的な栄養所要量を満たした食事を提供します。利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好による代替食など利用者の状況にあったものとする。
- ② 利用者の低栄養状態の予防・改善のため、管理栄養士は利用者の栄養アセスメントの結果に基づき他職種と連携して栄養ケア計画書を作成し、計画に沿った食事を提供します。
- ③ 刻み食やソフト食により安全に食事の摂取を図るとともに、多職種との連携により食事形態・食事姿勢・介助方法などを検討し誤嚥の防止とできるだけ口からの食事摂取が維持できるように努めます。

- ④ 利用者満足度アップのため、新しいメニューの提案や2ヶ月に1回のバイキング昼食・週1回の選択メニュー・手作りおやつを提供します。また嗜好調査を実施しニーズの把握に努めます。
- ⑤ 厨房職員のレベルアップのため研修参加の機会を確保し、衛生面の徹底・技術の向上を図り、作業工程の見直しと合理化を図ります。

(6) 看護サービス

利用者一人ひとりの既往歴や現疾病の状況を十分に把握し、常に体調の変化に留意し、多職種との連携を密に必要な医療処置、病気の予防、看取り介護の実施など健康管理に努めます。服薬中の薬剤については看護職員が管理し、予薬介助にミスのないように十分に注意します。

① 嘱託医の診察

内 科                    週2回（火・金曜日）  
精神科                   隔 週 月2回

② 歯科医の診察      週1回（水曜日）月3回（水曜日）

③ 健康診断            年1回

④ 体重測定            毎 月

⑤ 予防接種            インフルエンザ予防接種等

⑥ 看取り介護        本人・家族意思を尊重し実施

⑦ 職員の健康管理

- ・定期健康診断 年 夜間勤務職員 2回、その他の職員 1回
- ・定期検便 年 直接処遇職員 1回、栄養士 毎月

(7) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るため、次の会議を開催する。

- ① 特養会議                    月 1回
- ② 介護職員会議              月 1回
- ③ 行事委員会                月 1回
- ④ 給食委員会                月 1回
- ⑤ 口腔衛生委員会          月 1回
- ⑥ 介護力向上委員会        月 1回
- ⑦ 環境美化委員会          年 4回
- ⑧ 感染症対策委員会        年 4回
- ⑨ 事故防止委員会          年 4回
- ⑩ 利用者懇談会              年 3回
- ⑪ 家族会議                    年 1回
- ⑫ 入所検討委員会          月 1回

## (8) 研修

利用者の尊厳を守り、生活の質の向上を目指すことを目的に職員教育・研修を実施することにより、専門職としての技術と知識を持った地域社会に貢献できる人材を育成します。

- ① 苑内研修 新任研修、処遇研修、接遇研修、ターミナルケア研修等を実施する。
- ② 苑外研修 各機関が実施する研修会に参加する。
- ③ 新人研修 理念を伝え、着実なステップアップの第一歩として実施する。

## (9) 非常災害対策

利用者の安全を図るため、別に定める防災等管理規程に従って、避難救出訓練を年2回実施する。また、消防施設の保全及び整備点検に努める。

## (10) 建物施設管理

建物、施設等は、保守点検を定期的実施するほか、清潔な生活環境を整えるため清掃、消毒等を行うものとする。

## 2 短期入所生活介護事業

在宅で介護されるご家族の介護負担軽減を主目的とした事業であり、地域の期待やニーズに応えるために、利用者・家族が安心して利用できるサービスを提供します。

### (1) 重点目標

- ① 本人と家族の意向・希望に沿い、充実したサービスの提供を行います。
- ② 介護支援専門員・各関係機関と協力し、選ばれるサービスの提供を行い、利用率の向上を目指します。
- ③ 利用者の安心・安全な在宅生活を継続できるよう支援します。

### (2) 介護サービス

- ① 居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切なサービスの提供に当たります。
- ② 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭及び部分浴を実施します。
- ③ 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ④ おむつ使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行います。
- ⑤ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑥ 利用者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑦ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑧ 心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(3) 食事サービス

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護師との連携を図り適切な食事の提供を図ります。
- ② 摂取困難な利用者に対しては、食事形態の変更等を図ります。
- ③ 選択メニューを導入し、個人のニーズに合わせます。

(4) 健康管理

利用者の健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じ主治医又は嘱託医との連携を図る等、健康管理に万全を期すものとします。

(5) 機能訓練

利用者の皆様が在宅生活を継続できるよう、希望に応じて、身体機能の維持及び健康の増進を目標に機能訓練を行います。

(6) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るために併設の特別養護老人ホームと共同し委員会活動を実施します。また、短期入所生活介護事業の介護力の向上及びつながりのある支援を行うため、居宅サービス向上委員会(月1回、デイサービス、ヘルパー事業所とともに行う)を開催します。

3 老人デイサービスセンター大洞岐協苑

指定居宅サービスである通所介護事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者等に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の生活指導及び介護サービスを行い、利用者が社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとします。

市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業は、状態に即した自立支援と「生活機能向上・目標指向型」のサービス提供の推進に努めます。また、利用者の要望を把握し、多様なサービス体制にて、多くの方々が利用できる環境を整えていきます。

各種居宅サービスとの連携を行い地域包括ケアシステムの確立に尽力し、居宅サービス向上のために居宅サービス向上委員会を行っていきます。

(1) 重点目標

- ① 職員の資質向上を図るとともに、利用者ひとりひとりに合った支援を行い、利用率の向上を目指します。
- ② 余暇活動をより充実します。特に外出支援を行っていきます。
- ③ 他事業所への営業と情報交換を積極的に行い、利用者獲得へとつなげます。

(2) 通所介護事業の内容

- ① 通所介護計画

サービス提供の開始に際しては、居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、サービスの具体的な内容を盛りこんだ通所介護計画を作成し、適切なサービスの提供にあたります。

② 通所介護の内容

ア 生活指導(相談援助)

日常生活相談及び介護保険適用サービス相談

イ 介護サービス

移動、入浴、食事、排泄等の介助及び見守り等のサービス

ウ 健康状態の確認

心身の健康状態等体調の観察及び確認と連絡

エ 食事

利用者への栄養価と嗜好をもとに、個人の健康状態に配慮した食事形態の提供

オ 入浴

身体状況にあわせて、特殊浴槽又は一般浴槽により入浴又は清拭

カ 送迎

身体状況に合わせた送迎の介助及びリフト付きバス等による送迎

③ 機能訓練

利用者のその健康状態及び運動能力を把握し、可能なかぎり自宅での生活が続けられるよう機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図り、QOL(生活の質)の向上を目指し、個別機能訓練計画を作成し実施します。

④ 余暇活動

利用者に対して集団的に行うレクリエーションと共に、個別レクリエーションを実施し、創作活動・生活機能維持・向上を強化します。

⑤ 利用定員 30名

介護支援専門員との連携のもと、定員の充足を図るよう努めます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業デイサービス事業の内容

① 運動器機能向上サービス

機能訓練指導員を中心に看護職員、介護職員が共同して個別計画を作成し適切なサービスを実施します。

② 栄養改善サービス

管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスを実施します。

③ 口腔機能向上サービス

口腔機能の低下している又はその恐れのある利用者に対し口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づくサービスを実施します。

#### (4) 基準緩和型デイサービス事業の内容

通所介護相当サービス事業の指定にかかる基準を緩和した基準により指定を受けた事業所として、2時間を基準として通所介護相当サービス事業と同程度の支援を行います。

#### 4 訪問介護事業

要介護状態等となった高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に安心して、安全に暮らせるよう精神面の支援を含め、身体介護、生活援助等生活全般にわたる援助を行います。

そのために、職員は仕事に誇りを持ち、常に利用者の気持ちを考えながら自立支援に努めます。また、チームで訪問介護にあたるため、業務の内容や手順、留意点を常に確認して、職員間の連携を密にし、かかわる全てのヘルパーが統一した方法で介護サービスを提供できるようにします。特に、登録ヘルパーとの連携強化は重要で、登録ヘルパーの資質向上のため研修の機会の確保に努めます。

各種居宅サービスとの連携を行い地域包括ケアシステムの確立に尽力し、居宅サービス向上のために居宅サービス向上委員会を行っていきます。

##### (1) 重点目標

- ① 居宅介護支援事業所等への積極的な営業を行い、利用者の増加を目指します。
- ② 登録ヘルパーの増員とともに、ヘルパーの技術向上のため、定期的な研修を行います。
- ③ 利用者個々の生活習慣や価値観を尊重したサービス提供を行っていきます。

##### (2) サービスの区分

###### ① 身体介護中心型

利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。

###### ② 生活援助中心型

単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものにたいして援助を行います。

##### (3) サービスの内容

###### ① 身体介護

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ア 入浴介助(入浴、清拭、部分浴) | カ 衣服着脱    |
| イ 排泄介助            | キ 就寝、起床介助 |
| ウ 食事介助            | ク 服薬介助    |

エ 体位交換  
オ 移乗介助

ケ 外出介助(通院・買物同行)

## ② 生活援助

ア 調理  
イ 洗濯  
ウ 掃除(整理整頓)  
エ 買物(生活必需品)

オ 衣類整理(入れ替え、補修)  
カ ゴミだし  
キ 相談助言  
ク 薬の受け取り

## (4) 介護予防・日常生活支援総合事業ホームヘルプ事業の内容

岐阜市が実施する地域支援事業として、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供します。

介護予防につながる活動を提供します。

## (5) 有償サービス

介護保険サービスでは対応ができない病院付添いなどの要望について、有償サービスにて対応します。

## 5 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症対応型共同生活介護は、要介護者又は要支援2以上の要介護認定であって、認知症の状態にある者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

### (1) 重点目標

- ① 利用者の主体性を活かし個別ケアの充実を図る。
- ② 重度化に伴い職員の介護技術、知識の向上を目指す。
- ③ 事故防止に努め、安心した生活が送れるように支援する。

### (2) 介護計画

認知症対応型共同生活介護計画は、計画作成担当者が作成し、介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ具体的なサービス内容とします。

### (3) 介護サービス

サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき入居者の心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や進行の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、利用者の意思や希望を受け止め、日常生活場面での支援や機能訓練等の必要な援助を行います。食事その他の家事等は、利用者と介護職員が共同で行うよう努めます。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立っ

たサービスの提供に努めます。

(4) 家族とのかかわり

利用者にとって家族とのつながり、支えはとても大切であり、家族との交流については入居者の状態や家族の状況に配慮しながら、積極的に取り組んでいきます。毎月の報告書によって生活の様子を伝えます。また、行事や家族会への参加を呼びかけ、家族の安心と信頼を得るよう努めます。

(5) 地域との交流

地域密着型サービスとして求められる事業運営のため定期的に運営推進会議を開催します。相互の情報交換を行うとともに、ボランティア等の受け入れを積極的に行います。また、地域のふれあいサロンや行事へ月3回以上は参加し交流を深めることで地域との協力体制が築けるよう努めます。

(6) 外部評価

グループホームの現状を多角的に分析し改善を図り、サービスの質を高める目的で外部評価を実施します。(1年に1回)また、その結果については運営推進会議にて報告し「サービスの質の向上」につなげていきます。

6 在宅介護支援センター大洞岐協苑

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、要介護等の認定を受けた高齢者等が住みなれた場所で生活するために、利用者のニーズを各サービス実施事業者に伝えて、必要なサービスの理解を求めながら、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し適切に介護サービスの提供を図ります。

特に、日々の実践のなかで、様々なニーズに応えるべく、広く関係機関・各事業所等と情報を交換し、必要な知識を習得してケアマネジメントの質の向上に取り組むと共に、親切丁寧な相談支援を行うことにより、信頼される指定居宅介護支援事業所となるよう努めます。

各種居宅サービスとの連携を行い地域包括ケアシステムの確立に尽力し、居宅サービス向上のために居宅サービス向上委員会を行っていきます。

(1) 重点目標

- ① 利用者・家族・地域との繋がりを大切にして、信頼し合える関係作りを行います。
- ② より良いサービスの提供ができるよう、各事業所との連携及び調整をはかります。
- ③ 個々の利用者にあったサービスの提供を行い、担当件数を増やします。

(2) 居宅介護支援事業の内容（介護保険事業）

- ① 居宅サービス計画は、居宅介護支援専門員により要介護等の認定者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者及びその家族の希望を踏まえて居宅サービス計画を作成する。
- ② 居宅サービス計画は、保険給付の対象になるか否か、その種類、内容及び利用料等

について高齢者又はその家族等に説明し同意を得るものとします。

- ③ 居宅サービス計画に位置付けたサービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者から意見を求めます。
- ④ 居宅サービス計画は、介護認定審査会の意見又はサービスの種類の指定がされている場合は、その内容にそって作成します。
- ⑤ プラン作成後は、月1回は利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握し、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整します。
- ⑥ 要介護状態等の更新は、要介護認定等の有効期間の満了の30日前になされるよう援助をします。

(3) 総合支援事業及び介護予防支援事業(地域包括支援センターからの受託事業)

岐阜市地域包括支援センターとの連携を一層緊密におこない、介護予防支援と居宅介護支援の有機的連携強化を図り、総合支援事業及び介護予防支援事業の積極的な拡充を図っていきます。

(4) 介護認定調査(岐阜市及びその他の市町村からの受託事業)

介護保険の更新認定に必要な訪問調査を積極的に受託し、訪問調査後すみやかに調査票を作成します。また、岐阜市の実施する介護認定調査員研修に参加し、スキル向上に努めます。

(5) 介護支援専門員実務研修実習生の受け入れ

介護支援専門員実務研修にかかる岐阜県指定研修機関である社会福祉法人岐阜県福祉事業団岐阜県福祉総合相談センターからの要請により、介護支援専門員実務研修見学受講者の指導を行います

## 7 軽費老人ホームケアハウス

軽費老人ホームケアハウスは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められ、家族と同居できない者及び自炊等が困難で不安のある者に対し、住居を提供し、入居者の自主性を尊重することを基本とし、入居者が明るく心豊かで自立した生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、介護予防を主とした余暇活動、社会参加を目的とした地域交流場の提供、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期するよう努めるものとします。入居者の自立への援助は、職員が共通認識に基づく一致した対応が重要であり、職員間の連携体制を確立します。

(1) 重点目標

- ① 個々の生活安定をはかりコミュニティーとしての和合を図ります。
- ② 身体機能低下の見られる方がたを中心とした外出支援を月1回定着化します。
- ③ 個人が安心して暮らせる環境と生活支援を提供します。

## (2) サービスの提供

### ① 相談援助

入居者に対しては、親身になって相談に応ずるとともに利用者間の調整を図るため適切な助言を行う。介護サービスについては、必要に応じて行政及び居宅介護サービス等の実施者と十分な連携をとり積極的な援助に努めます。

また、関係機関、他部署とのコミュニケーションを密にし、ケアハウスの入居対象者として対応できなくなった方への早めの対応と準備を進めます。

### ② 食事の提供

入居者に対し毎日3食を栄養士の献立に基づき、入居者の希望を考慮し栄養バランスに留意した食事の提供をします。

### ③ 入浴

大浴場は、月曜日から土曜日まで、小浴室は、毎日、入浴できるよう衛生面や安全に配慮し準備します。

### ④ 余暇支援

介護予防を主としたレクリエーションや、カラオケ・アレンジフラワー・編み物、絵手紙などの、他、栄養、脳トレ講座、行事としての企画を実施し、余暇の充実に努めます。また、社会参加を目的としたFC岐阜キャラバン体操や介護予防教室などの地域交流の場へ積極的に参加できるよう支援していきます。

## (3) 生活の援助

入居者に対する日常生活の援助、介護及び介助等は、原則として行わないものとします。ただし、緊急時及び短期的・一時的に必要な場合は、入居者にたいして必要な介護等を行います。

## (4) 健康管理

健康診断 年 1回 予防接種 インフルエンザ予防接種等

服薬管理の適正化から配薬管理の困難な方への支援として服薬管理の実施

## (5) 非常災害対策

火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、別に定める施設防災管理規程に従って、避難訓練を年2回実施するとともに入居者に防災に心掛けるよう指導する。また、施設の保全及び整備点検に努めます。

## 8 岐阜市地域包括支援センター東部(岐阜市からの受託事業)

岐阜市からの受託事業である岐阜市地域包括支援センター東部(以下、「包括東部」という。)は、通算5年目、受託期間の最終年を迎えます。

包括東部は、地域包括ケアシステムの構築のため、地域活動へ積極的に参加し、日常生活圏域協議体や地域ケア会議の開催により、地域や関係機関とのネットワークを拡大し

連携を高めてまいります。

平成27年度に発足した「心をつなぐほっとメイト会」(注1)は、年々活動が充実し、平成28年度は「認知症お出かけサポート訓練(徘徊者搜索模擬訓練)」「認知症カフェ」の実施を行いました。平成29年度は、さらに活動を発展させ、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」について、地域や関係機関と共に計画し実施できるよう努めます。

予防ケアプランでは、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、利用者及び地域住民に広く理解が得られるよう努めます。高齢者の尊厳ある生活の継続や安定のため、多様な社会資源を活用し必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、長年の懸案事項である事業所の設置場所について、東部4地域の皆さんが相談しやすい適切な場所へ、速やかに移転できるよう計画していきます。

包括東部は、地域の介護予防・介護支援の中核的機関として、保健師(又は経験のある看護師)や社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、以下の重点目標を掲げ次のような業務を行います。

(1)重点目標

- ① 徘徊模擬訓練や認知症カフェを地域と共に実施し、地域との連携を高める。
- ② ほっとメイト会員(注2)の輪を拡げ、活動の充実を図る。
- ③ 相談に対するアフターフォロー体制をつくる。

(2)包括的支援事業等

- ① 総合相談・支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 認知症地域支援推進員の配置
- ⑥ 医療と介護の連携推進事業
- ⑦ 市と連携して生活支援体制整備事業を推進すること。

(3)岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

- ① 予防サービス事業(訪問型予防サービス等)
- ② ケアマネジメント事業
- ③ 事業対象者の把握事業

(4)指定介護予防支援事業(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

- ① 介護予防サービス・支援計画は、地域包括支援センター職員または介護支援専門員等により、要支援の認定者及び事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の希望を踏まえて介護予防サービス・支援計画を作成します。

- ② 介護予防サービス・支援計画は、保険給付の対象になるか否か、その種類、内容及び利用料等について利用者又はその家族等に説明し、同意を得ます。
- ③ 介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者から意見を求めます。
- ④ 予防プラン作成後は、毎月モニタリングを記録し、3か月に1回は利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握し、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整を行います。
- ⑤ 要支援状態等の更新は、要介護認定等の有効期間の満了の30日前になされるよう援助します。

(5) 市が行う在宅高齢者の自立支援につなげる業務

市が行う在宅高齢者の自立支援につなげる業務は、下記に掲げる事業をいいます。また、これらの事業について、相談に応じて必要な対策を講じていきます。なお、継続的及び専門的支援を要する場合は、各事業の関係要綱等に基づく申請や介護予防サービス支援計画書等の作成支援を行います。

地域包括支援センターは、主治医・ケアマネジャー・保健師等と連携し、効果的なケアマネジメントを推進することが重要となり、具体的な実施方法や支援のための専門的知識・技術の習得・効果的なサービスを展開する必要があります。また、ケアマネジメントを地域包括支援センターで一体的に実施することにより、介護サービス、医療サービス、地域での支え合いによる制度外のインフォーマルサービスなど様々な社会資源を活用した総合的なケアマネジメントを実施します。

- ① 緊急通報装置の相談ボタンによる相談に応ずること。
- ② 生活管理指導短期宿泊事業の利用申請等に関すること。
- ③ 福祉器具給付事業の利用申請等に関すること。
- ④ 配食による安否確認事業の利用申請等に関すること。
- ⑤ 家族介護用品支給事業の利用申請等に関すること。
- ⑥ 高齢者住宅改善促進助成事業の利用申請等に関すること。
- ⑦ その他要援護高齢者の保健福祉サービスの利用申請等に関すること。

(6) 岐阜市日常生活圏域協議体設置事業業務

岐阜市では、昨年度からモデル事業として、一部の日常生活圏域(中央北・中央西・厚見・南部・北東部・東部の6圏域)において協議体を立ち上げ、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画による話し合いを実施しました。地域包括支援センターは、昨年度に引き続き、情報の共有・連携強化の場及び連携・協同による資源開発等を行うことを目的とした協議体を設置し、住民主体による通所サービス又は訪問サービスの検討、その他の地域住民の自主的な取組による生活支援等サービスの創出を目的とする会議を年4回以上開催します。

(注1)「心をつなぐほっとメイト会」

包括東部を中心に、地域のケアマネジャーや介護事業所の相談員等であり、認知症サポーターキャラバンメイト(認知症サポーター研修の講師資格)の有資格者にて構成。地域の「認知症見守り体制の構築」を目標に活動する任意団体。

(注2)ほっとメイト会員

認知症サポーター研修を受講した方の中から、「心をつなぐほっとメイト会」が主催したステップアップ研修を修了した方。

### 第3 日野岐協苑事業計画

#### 1 介護付有料老人ホーム(地域密着型特定施設)

岐阜のシンボルである岐阜城を仰ぎ見る長良川の畔にある極めて良好な環境にて、入居者には安心と安らぎのある家庭的な暮らしが提供できるよう日常生活の支援に努めます。基本姿勢は、入居者の福祉を重視して安定的、継続的な事業運営を確保し、さらに前進する経営体質を確立します。また、入居者及び家族の意向を尊重したケアを実施し、医療・看取り介護及び機能訓練ニーズの充足に努めます。

##### (1) 重点目標

- ①目標稼働率達成に向け、より良いサービスとともに職員の質の向上をめざします。
- ②人生最期の時を家族や慣れ親しんだ人たちに囲まれ、最後まで自分らしく生きるための最高の環境づくりに努めます。
- ③地域との関係をさらに深め、地域に根ざした選ばれる施設をめざします。

##### (2) 介護サービス

施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び入居者の心身の状況に応じ適切な技術を持ってサービスの提供に当たります。

介護の基本を常に意識し、共感と傾聴を基本とし介護職員としての時代に応じたスキルアップと資質の向上を図ります。

- ① 入居者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭又は部分浴を実施します。
- ② 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ③ おむつの使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行います。  
また、自立の支援として、おむつを使用しない排泄を実施します。
- ④ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑤ 入居者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑥ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑦ 看取り介護を実施する体制を強化するとともに、より安全・安心に入浴していただけるよ

う入浴設備を整えます。また、看取り介護の改善のため適時、看取り介護指針を見直し、より利用者に寄り添う介護が出来るよう取り組みます。

### (3) 機能訓練

個別の機能訓練計画を作成・実施し、入居者の誰もが、毎日気持ち良く、楽しく、笑顔でいられるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、可能なかぎり機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図り、医師、機能訓練指導員、看護職員等との連携を密にして生活の質の向上を目指します。

### (4) 食事サービス

誤嚥リスクをマネジメントし、職員の意識向上を図るとともに衛生面の徹底・技術の向上を図り厨房内の管理体制を確立し、安心・安全な食生活の提供に努めます。また、利用者満足度向上のため、嗜好調査を実施しニーズの把握に努めます。

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護職員との連携を密に図り適切な食事の提供をします。
- ② 摂取困難な入居者に対しては、食事形態の変更等を図ります。
- ③ 朝食は、主食を選択方式にします。(週1回実施)
  - ・ご飯またはパン ・温かい牛乳か冷たい牛乳またはヤクルト
- ④ メリハリのある食事として年8回イベント食を提供します。
- ⑤ 昼食には、週2回選択できる食事を提供します。
- ⑥ 「おやつ」は、利用者と共に作る「お菓子作り」を隔月で提供します。
- ⑦ 味のみでなく、見た目の「おいしさ」や「季節感」・「調理の臨場感」を感じてもらえる食事を提供します。

### (5) 健康管理

入居者の多様な疾患の実態を把握し、介護職員等と協働し健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、常に嘱託医その他かかりつけ医、家族等との連携を図るほか、必要に応じ専門の医療機関の診察を受け、健康管理に万全を期すものとします。特に、感染症の予防と早期対応に努めます。

また、救急時の対応では、医師と連携を図り、協力医療機関等での治療が受けられるようにして、すみやかに身元引受人及び家族等への連絡を行い、状況の報告に努めます。

- ① 在宅療養支援診療所の診察
  - 内科 月2回 状態に応じて往診あり
- ② 健康診断 年1回
- ③ 体重測定 隔月
- ④ 予防接種 インフルエンザ予防接種等
- ⑤ 職員の健康管理
  - ・定期健康診断 年 夜間勤務職員 2回、その他の職員 1回、



いただきます。

## 2 日野岐協苑短期入所生活介護事業計画

多様なニーズに対応するためご家族や関係事業所と連携を深め、ご利用者様の在宅生活の維持に貢献します。

安全かつ快適に施設を利用していただくためにご利用者様本位の生活づくりを目指し、施設において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、高齢者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

また、地域との連携や医療的ニーズに応え、安心して在宅生活を送れるよう、ご利用者様一人ひとりに誠意をもって対応します。

### (1) 重点目標

- ① 目標稼働率に向けた営業活動及び顧客満足度の向上を図ります。
- ② 地域貢献を積極的に実施し、余暇活動やリハビリの充実等自立支援に向けた取り組みを行います。
- ③ 手洗い・うがいや介護現場での「一行為一消毒」を徹底し、感染症予防対策や健康管理に努めます。

### (2) 介護サービス

- ① 居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切なサービスを提供します。
- ② 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭及び部分浴を実施します。
- ③ 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ④ おむつの使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行います。
- ⑤ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑥ 利用者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑦ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑧ 心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

### (2) 食事サービス

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護職員との連携を図り適切な食事の提供を図ります。
- ② 摂取困難な入苑者に対しては、食事形態の変更等を図ります。
- ③ 朝食は、週1回程度、主食を選択方式にします。  
・ご飯かパン ・牛乳かヤクルト
- ④ メリハリのある食事として年8回のイベント食を提供します。
- ⑤ 「おやつ」は利用者と共に作る「お菓子作り」を隔月で提供します。

(3) 健康管理

利用者の健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じケアマネージャー・主治医又は嘱託医との連携を図る等、健康管理に万全を期すものとします。

(4) 生活相談

① 生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(5) 送迎サービス

① 送迎の実施地域を岐阜市全域、羽島郡岐南町、関市西部地区、各務原西部地区等とし、それ以外の地域に関しても相談に応じて対応します。

② 365日の送迎体制を確立し、利用者や家族の希望に添った送迎時間を可能な限り行います。

(6) 余暇支援サービス

年間を通して苑内の交流会等の行事やサークル等を行います(利用期間中に行われる場合)また、興味関心がある活動を提供し余暇支援の充実を図ります。

(7) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図る為に併設の有料老人ホームと協働し委員会活動を実施します。また、短期入所生活介護事業のサービスを向上させるためショートステイ会議(月1回)を開催します。

(8) 空床利用

利用ニーズに応える為に、併設の有料老人ホームの空床を利用します。